

- ◆ 三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定（概要）について
- ◆ 三股町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例制定（概要）について

1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。「（第3次）地域主権一括法」）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されました。これにより、今まで厚生労働省令等により全国一律に定められていた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」について、平成27年4月までに地方自治体が条例で定めることになりました。

2 基準の分類

町が基準を条例で定めるに当たっては、従来 of 国で定める基準を次の2つに分類し、条例制定に一定の規制がかけられています。	
基準の類型	内容
「従うべき基準」	国基準に拘束される程度が強い基準で、条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない規準です。当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は認められますが、国基準を下回る内容を定めることはできません。
「参酌すべき基準」	国基準に拘束される程度が弱い基準で、地方自治体が十分に参酌（参考に）したうえで、地域の実情に応じて、国基準と異なる内容を定めることができます。

3 条例案骨子及び概要

- (1) 「三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」について

○指定介護予防支援事業者とは

介護保険制度の基本理念である「自立支援」、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するということを実現するため、「要支援1」又は「要支援2」と判定された方に対して、要介護状態（要介護1～5）へ移行することを予防する観点から、「介護予防ケアマネジメント」（※①）を行う事業者です。

これらの基本理念を踏まえ介護予防支援の事業については、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受け、主体的に行う業務としています。

ここで定める指定介護予防支援事業とは、地域包括支援センター又は地域包括支援センターにおける介護予防支援事業の介護予防ケアマネジメント業務（介護予防ケアプランの作成⇒要支援者が介護予防サービスを利用）についてのみ、委託（※②）を受け、行うことができる事業者のことをいいます。（通常は要介護認定者のケアマネジメントを行う居宅介護事業者になります。）

※①介護予防ケアマネジメントとは介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・向上が図られるよう、目的指向型の計画を作成し、利用者自身によるサービスの選択の尊重、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な活用、利用者主体、公正中立、地域における様々な取組との連携等が行われ、その利用者がその人らしい充実した毎日を送ることができるよう支援すること。

※②地域包括支援センターは、委託する居宅介護支援事業者が委託に必要な要件（当該基準省令第12条）を備えているか事前に確認する必要があります。「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」⇒市町村の条例委任される。

つまり、この基準とは、指定介護予防支援を行う事業者（地域包括支援センター又は地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメント業務の委託を受ける事業者）に関する基準です。

○基準条例案の骨子

町の実情に国の基準（基準省令）と異なる内容を定める特別な事情や特性は無いことから、基本的には、国の基準を三股町の基準とします。そのうえで、以下の基準については、町独自の基準を設ける予定です。

町独自基準

基準	(国の基準) 基準省令の内容	町が独自に定める内容
暴力団の排除	なし	三股町暴力団排除条例（平成23年日三股町条例第18号）において暴力団排除に関しての町の責務が示されていることに鑑み、指定介護予防支援事業者の指定要件に暴力団の排除を規定し、事業所運営について暴力団等の支配を受けないようにします。

- (2) 「三股町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（案）」について

○地域包括支援センターとは

町では、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業を実施しています。

地域包括支援センターは、この地域支援事業の一つである包括的支援事業と介護予防支援事業等を実施することを目的として設置された機関で、職員は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などで構成されています。

当町においては、町が運営するセンターを1ヶ所、福祉課に設置し、総合相談窓口として高齢者に限らず、障がいに関する初期相談等にも対応し、必要な関係機関へ調整を行っております。

○地域包括支援センターで実施する主な事業

事業名		内容
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業	二次予防事業の対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の方）が要介護状態等になることを予防するため、心身の状況等に応じて、介護予防等の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう援助を行います。
	総合相談支援事業	高齢者ご本人や家族などからの相談を受け、問題の解決に向けた情報提供や関係機関等の紹介を行い、また、専門的な支援が必要な方については、個別の支援計画を作成し、適切なサービス等の実施につなげます。
	権利擁護事業	高齢者虐待、消費者被害等の権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう権利侵害の予防や対応、また、判断能力を欠く状況にある人への支援等を専門的にを行います。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができ、高齢者の状態に応じて包括的・継続的に支援していくことができるよう、介護支援専門員、主治医及び地域の関係機関等の連携・協働体制づくりや介護支援専門員に対する支援を行います。
介護予防支援事業		介護保険の予防給付対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行う必須事業です。

○基準条例案の骨子

町の実情に国の基準（基準省令）と異なる内容を定める特別な事情や特性は無いことから、国の基準を三股町の基準とします。

4 条例制定に関する根拠法令及び基準省令

	条例名	根拠法令及び基準省令
1	三股町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）	介護保険法 第59条第1項 第115条の22第2項 第115条の24第1項、第2項 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （平成18年厚生労働省令第37号）
2	三股町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（案）	介護保険法 第115条の46第4項 介護保険法施行規則 （平成11年厚生省令第36号） 第140条の66 （地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準）

5 根拠法令（一部抜粋）

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（特例介護予防サービス計画費の支給）

第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

(1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の**市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数**並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、**市町村の条例で定めるもの**を満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) ・ (3) (略)

2 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3～5 (略)

従い定めるものとする。

6～11 略

(指定介護予防支援事業者の指定)

第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が**市町村の条例で定める者でないとき。**

(2) ～ (9) (略)

3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 (略)

(指定介護予防支援の事業の基準)

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、**市町村の条例で定める基準**に従い**市町村の条例で定める員数**の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、**市町村の条例で定める。**

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従事者の員数

(2) 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省で定めるもの

4～6 (略)

(地域包括支援センター)

第115条の46

1～3 (略)

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして**市町村の条例で定める基準**を遵守しなければならない。

5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

6～9 (略)

6 施行日

平成27年4月1日（予定）

7 今後のスケジュール

日程	内容
平成26年1月20日～2月23日	町ホームページ等により、パブリックコメント（意見募集）の実施
平成27年2月下旬	提出された意見に対する集約、素案修正、結果公表
平成27年2月下旬	条例最終案を決定
平成27年3月上旬	3月定例会へ議案提出